

## 令和2年度 5月補正予算について

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた『三重県緊急事態措置』ver.2」を速やかに実行するために必要な経費について、所要の措置を講じるものです。

今後、事態の状況を見極めながら、緊急度に応じて必要な対策を順次講じていきます。

### 【5月補正後の予算規模】

(単位:千円、%)

	令和元年度最終補正後予算額 ①	令和2年度補正前の額 ②	5月補正額	補正後累計 ③	伸び率	
					③/①	③/②
一般会計	729,470,206	752,647,327	119,674	752,767,001	3.2	0.0
特別会計	366,235,079	315,081,954		315,081,954	▲14.0	-
企業会計	38,645,777	62,611,391		62,611,391	62.0	-
合計	1,134,351,062	1,130,340,672	119,674	1,130,460,346	▲0.3	0.0

### I 一般会計の内容

1億1,967万4千円

#### 1 歳入

##### (1) 国庫支出金

1億1,967万4千円

国庫支出金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1億1,967万4千円を増額補正する。

#### 2 歳出

##### (1) 感染症拡大防止にかかる本県への来県延期協力金（屋外体験施設）の交付

##### (農林水産部)

1億1,967万4千円

県外から本県への来訪者が多く見受けられる釣り、潮干狩り、ダイビング、登山、キャンプ、自然体験、ゴルフを目的とした観光客を受け入れている事業者が、三重県緊急事態措置の実施期間において、予約の延期を依頼するなど感染症の拡大防止に協力いただいた場合に協力金を交付する。

- ・対象要件：4月20日（月）から5月31日（日）までの間、対象事業者が観光客の予約延期、あるいは予約を受け入れないために自主休業を行っている事業者（ただし、4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること）

- ・支給額：1件あたり6千円（1事業者あたり12万円を上限）